福島県非常事態宣言・福島県まん延防止等重点措置

- 自分自身と大切な人の命を守るために -





外出・会話時はマスクを 正しく着用(不織布マスク推奨)



窓を開けるなど こまめに換気











発熱など症状がある場合は、かかりつけ医 またはコロナ診療・検査医療機関 に、まずは電話でご相談ください。

福島県 コロナ 発熱

第121回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

日 時 令和4年3月4日(金)19:40~ 場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター 災害対策本部会議室

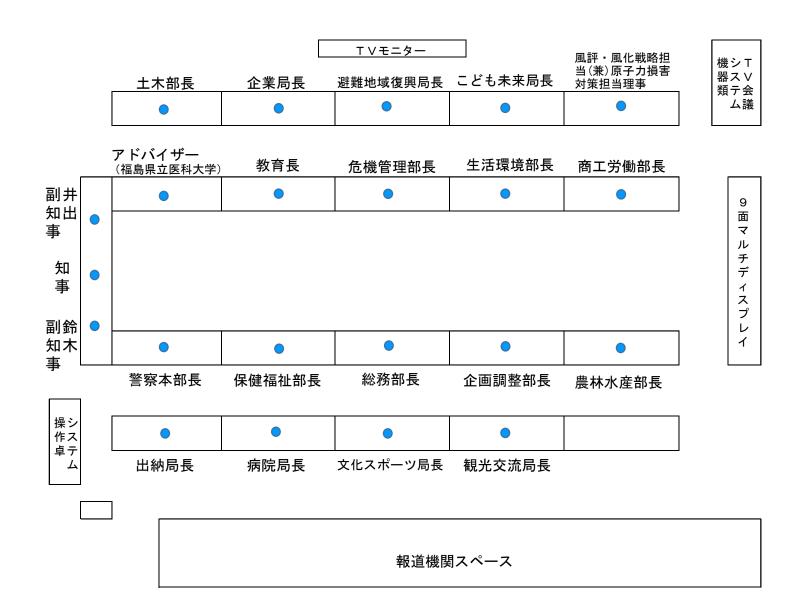
1 議事

- (1) 新型コロナウイルス感染者の状況等について
- (2) 新型コロナワクチンの接種状況等について
- (3) 福島県まん延防止等重点措置の終了及び新たな感染拡大防止重点対策について
- (4) その他

2 資料

- 【資料1】福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について
- 【資料2】国内における最近の新規陽性者発生状況について
- 【資料3】新型コロナワクチンの接種状況等について
- 【資料4】まん延防止等重点措置の終了について
- 【資料5】新たな感染拡大防止重点対策について
- 【資料6】新型コロナウイルス感染症対策について

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 座席表



第121回 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 名簿

【本部員】

	所属名	職名	氏名	備考
1		知 事	内 堀 雅 雄	
2		副 知 事	鈴 木 正 晃	
3		副知事	井 出 孝 利	
4	総 務 部	部 長	戸 田 光 昭	
5	危機管理部	部 長	大島 幸一	
6	企 画 調 整 部	部 長	橘清司	
7	避難地域復興局	局 長	守 岡 文 浩	
8	文化スポーツ局	局 長	小 笠 原 敦 子	
9	生 活 環 境 部	部 長	渡 辺 仁	
10	保健福祉部	部 長	伊 藤 剛	
11	こども未来局	局 長	鈴 木 竜 次	
12	商工労働部	部 長	安 齋 浩 記	
13	観 光 交 流 局	局 長	國 分 守	
14	農林水産部	部 長	小 柴 宏幸	
15	土 木 部	部 長	猪 股 慶 藏	
16	出 納 局	局 長	高 荒 由 幾	
17	風評·風化戦略担当(兼) 原子力損害対策担当	理事	白 石 孝 之	
18	企 業 局	局 長	佐 々 木 秀 三	
19	病 院 局	局 長	安 達 和 久	
20	教育委員会	教 育 長	鈴 木 淳 一	
21	警察 本部	本 部 長	児 嶋 洋 平	
0	福島県感染症対策アドバイザー	県立医科大学 教 授	金光敬二	

【事務局】

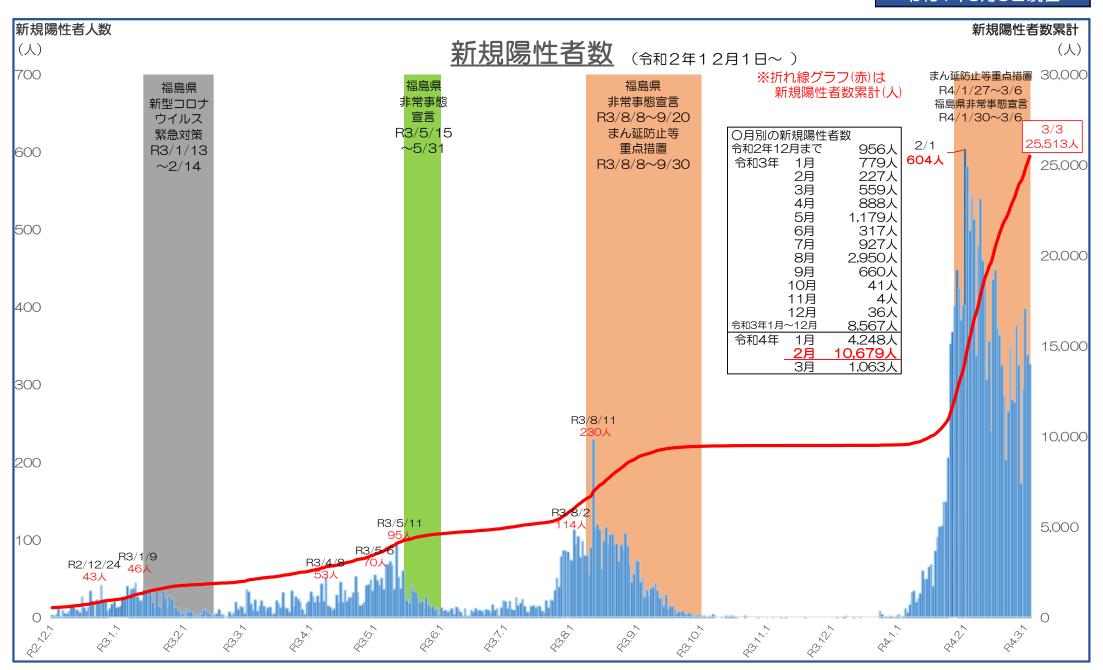
	所属名	職名	氏名	備考
1	新型コロナウイルス 感 染 症 対 策 本 部	事 務 局 次 長	三浦爾	
2	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括担当次 長	菅 野 俊 彦	
3	新型コロナウイルス 感 染 症 対 策 本 部	総括班長	有 我 兼 一	
4	新型コロナウイルス 感染症対策本部	総 括 班 長 (兼)医療対 策 班 長	金成 由美子	
5	新型コロナウイルス 感 染 症 対 策 本 部	医療対策	玉 川 啓	

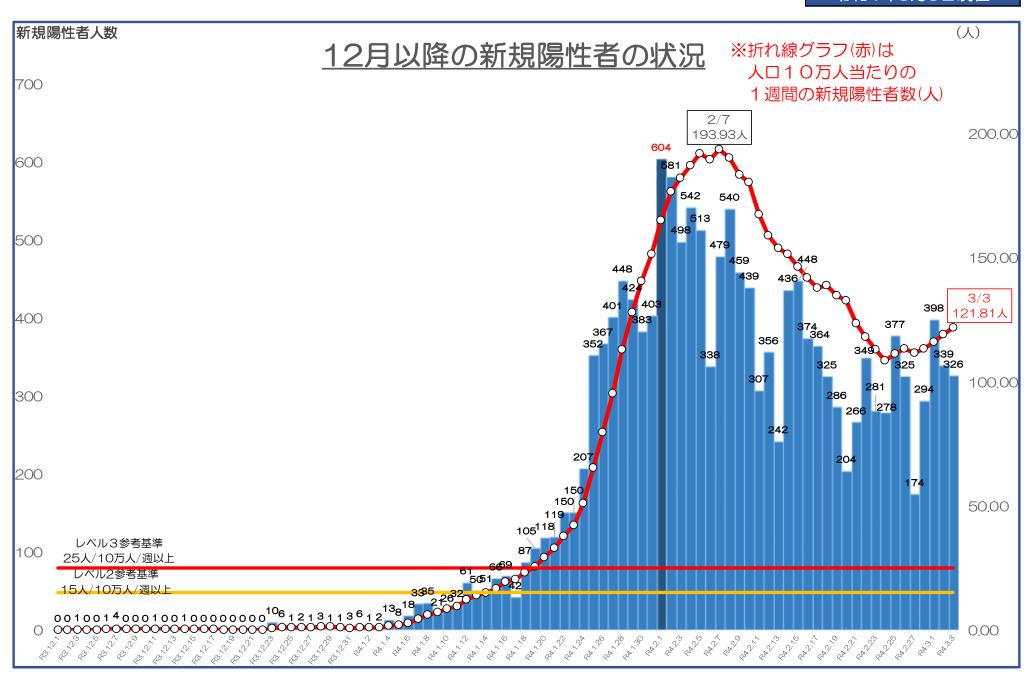
福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について

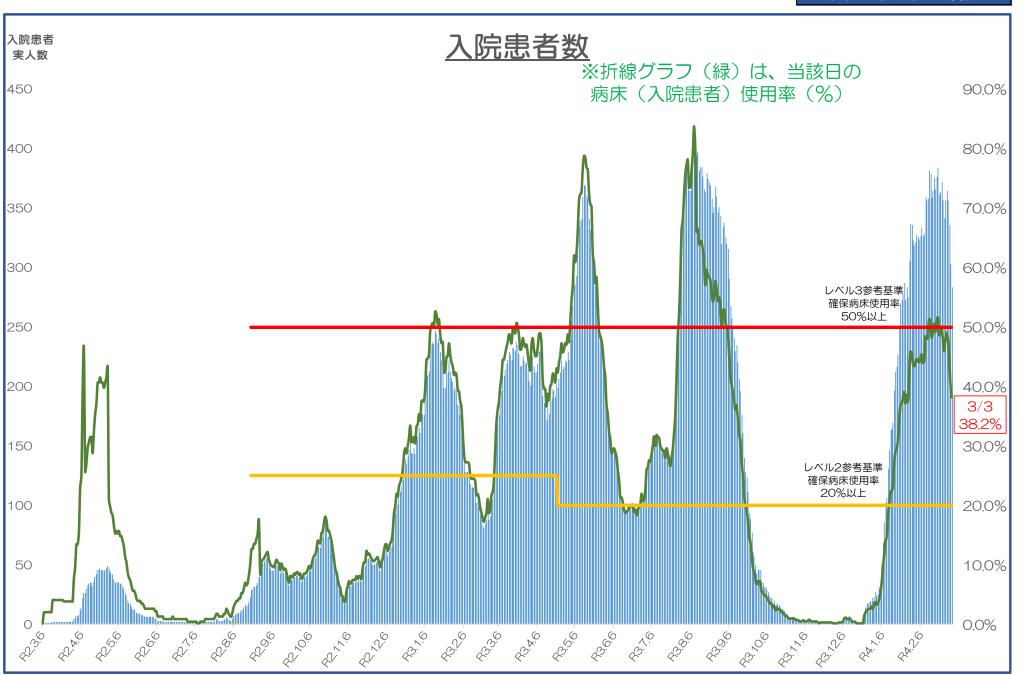
令和4年3月3日現在

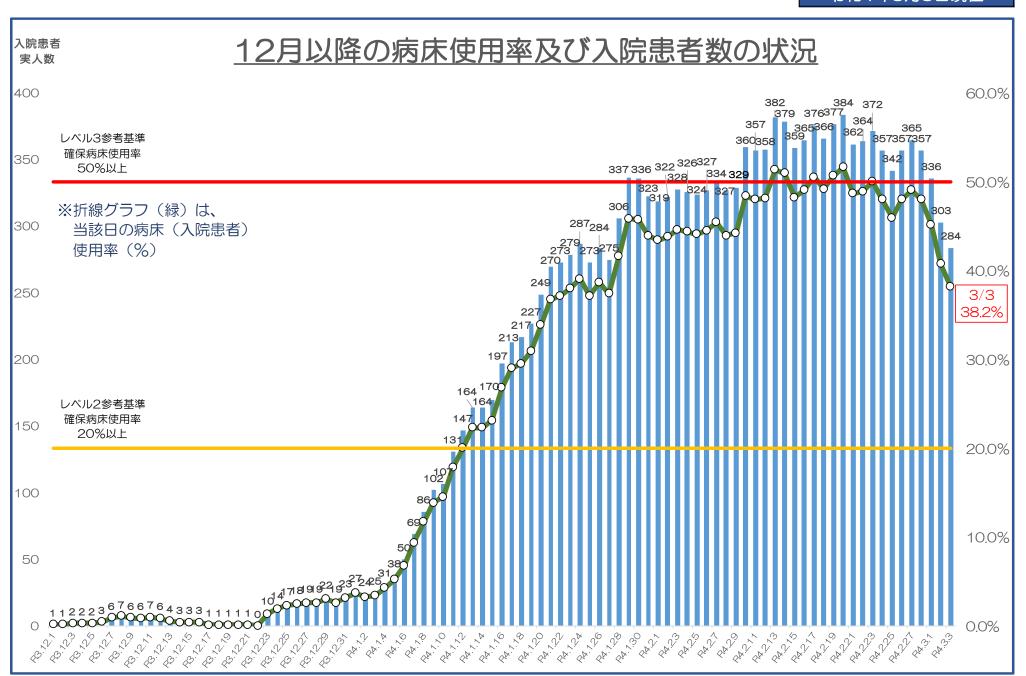
【感染者の状況】			
○陽性者数と内訳		○療養者の状況	
陽性者数	25,513人	入院者数	284人
(うち死亡者数	188人)	(うち重症者数	6人)
		宿泊療養施設入所者数	363人
(性別)		自宅療養者数	2,049人
男性	13,336人	療養先調整中の人数	108人
女性	12,177人	療養者数(合計)	2,804人
(年代別)			
10歳未満	3,404人	○退院・退所者等数(死亡者含む)	22,709人
10代	3,875人		
20代	3,710人	【病床等の状況】	
30代	3,741人	確保病床数(通常時最大)	743床
40代	3,736人	(緊急時最大)	827床
50代	2,597人	(うち重症者用病床数	47床)
60代	1,937人	病床使用率	38.2%
70代	1,224人	(うち重症者用病床使用率	12.8%
80代	852人	宿泊療養確保室数(稼働室数)	1,646室
90歳以上	427人	(確保見込み室数)	1,646室
その他	10人		

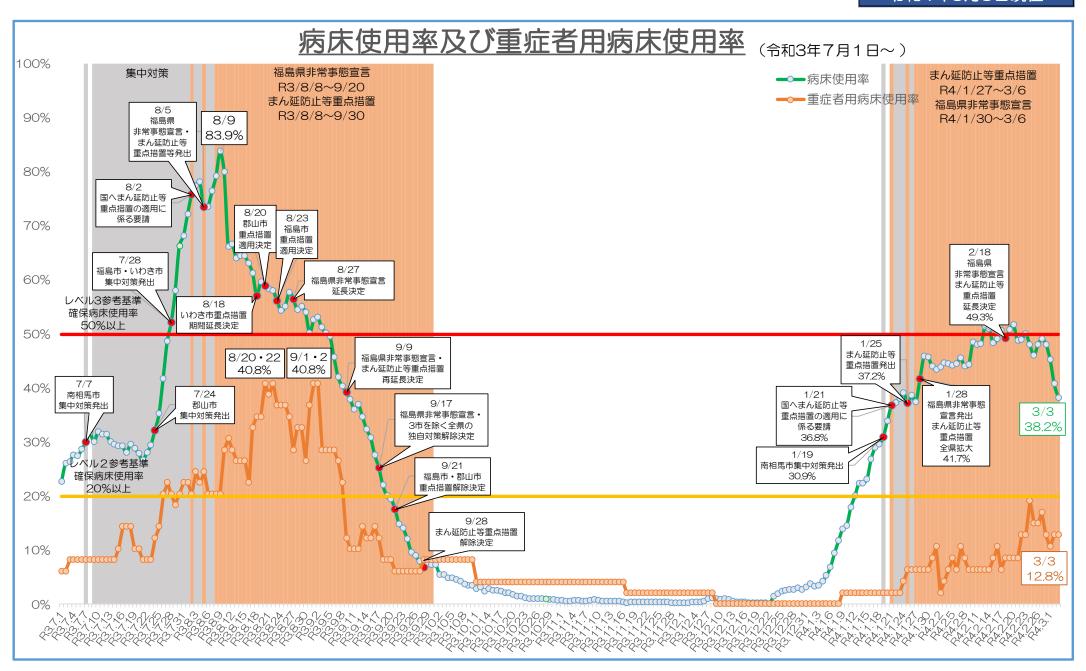
令和4年3月3日現在

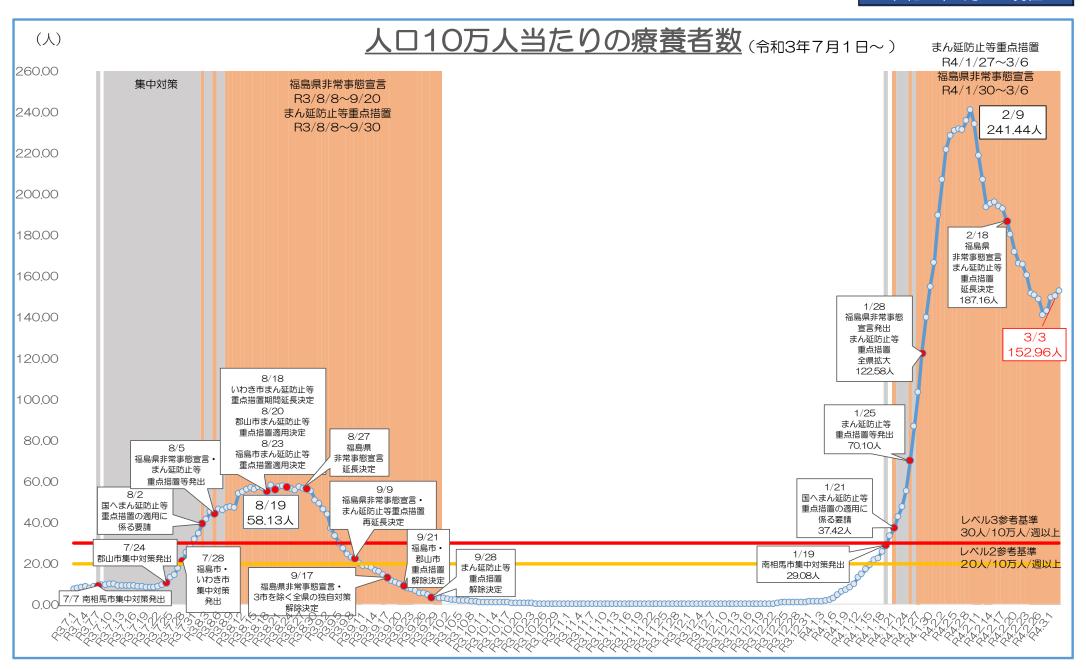


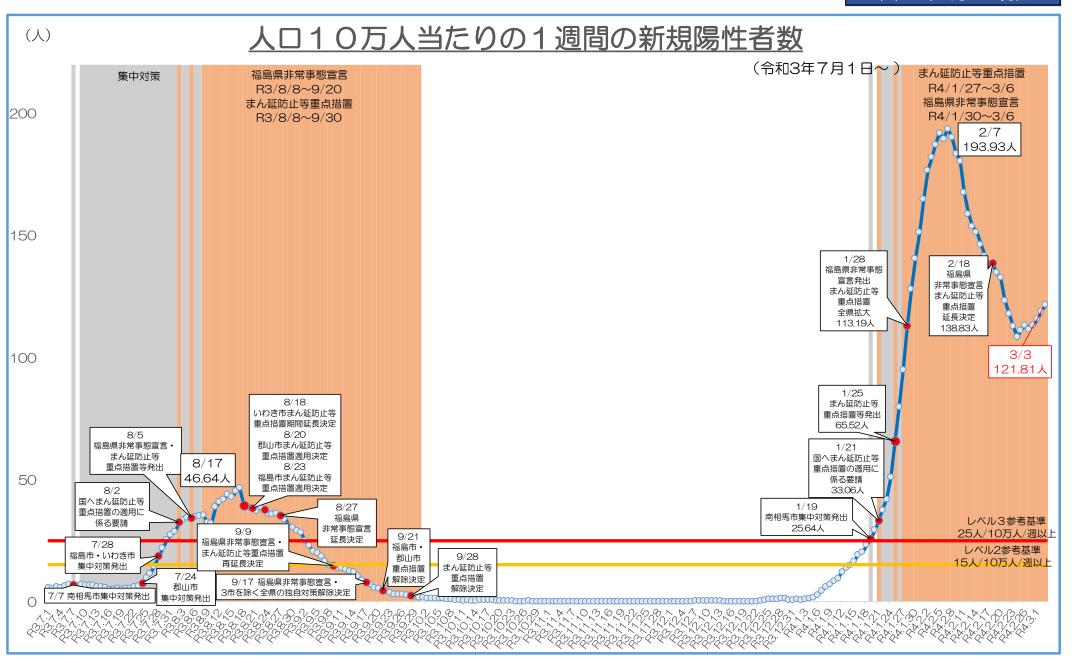


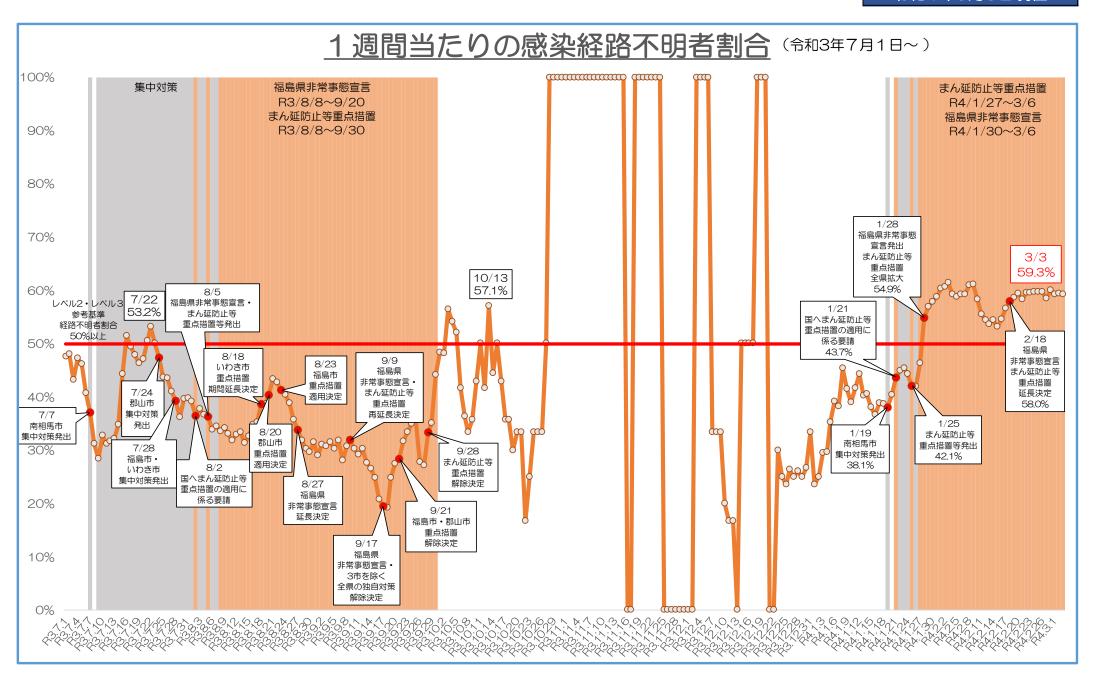








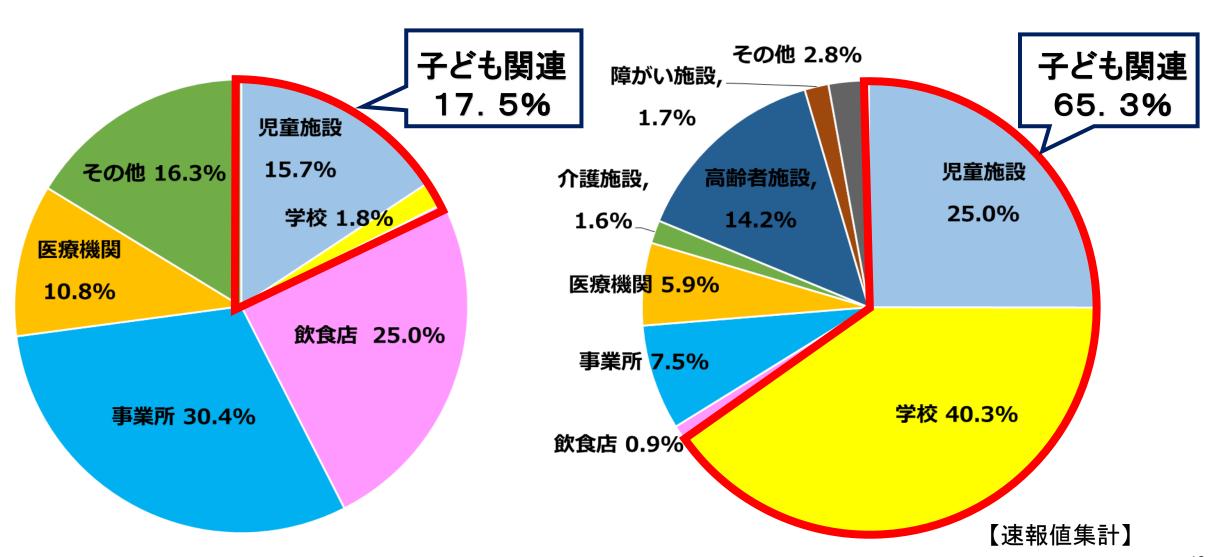




クラスター発生割合 (陽性者数別)

【令和3年7月~10月】

【1月1日~3月3日まで】



	医療提供体制等の負荷					感染の状況		
	①病床の逼迫具合							
		入院医療		重症者用病床	②療養者数	3PCR	全新規陽性者数	⑤感染経路
	確保病床の 使用率	予測ツールによる 病床数の推計 (3週間後の 必要病床数	入院率	確保病床の 使用率	【10万人当たり】	陽性率	10万人当たり / 1週間	不明割合(1週間)
本県の現状 (直近1週間)	38.2%	^(参考) 23.6%	(参考) 10.1%	12.8%	152.96人	(参考) 10.9%	(参考) 121.81人	59.3%
(2/25~3/3)	(284床 743床)	(<u>175</u> 床 743床	$\left(\frac{284 \text{\AA}}{2,804 \text{\AA}}\right)$	(<u>6床</u> 47床	〔2,804人〕	2,147件 19,764件	〔2,233人〕	(1,325人 2,233人)
	※カッコ内は福島県の					富島県の数値		
レベル2の 参考基準	20%以上	<mark>(参考)</mark> (50%以上)	40%以下	20%以上	20人以上	5%以上	15人以上	50%以上 ※直近1週間の 新規陽性者数が
ショ生士	(149/743床以上)	(372/743床以上)	(入院者数/療養者数)	(10/47床以上)	(367人以上)		(275人以上)	100名以上の場合
レベル3の 参考基準	50%以上	(参考) (80%以上)	(参考) (25%以下)	50%以上	30人以上	(参考) (10%以上)	(参考) (25人以上)	(参考) (50%以上 ※直近1週間の
ショ卒士	(372/743床以上)	(595/743床以上)	(入院者数/療養者数)	(24/47床以上)	(550人以上)	(10/00/11/	(459人以上)	新規陽性者数が 100名以上の場合

レベル1からレベル2への移行基準

→レベル2の指標が1つでも該当する場合にレベル2に引き上げる。

レベル2からレベル3への移行基準

→レベル3の指標が1つでも該当する場合にレベル3に引き上げる。 なお、レベル判断にあたっては、病床のひっ迫具合を重視する。



※予測ツールによる病床数の推計(3週間後の必要病床数)については、国の指標の取り扱いにあわせ、 参考指標とした。(令和4年1月14日)

国内における最近の新規陽性者発生状況について

資料 2

都道府県別新規陽性者数(上位5都道府県)

人口10万人当たりの直近1週間の 新規陽性者数(上位5都道府県)

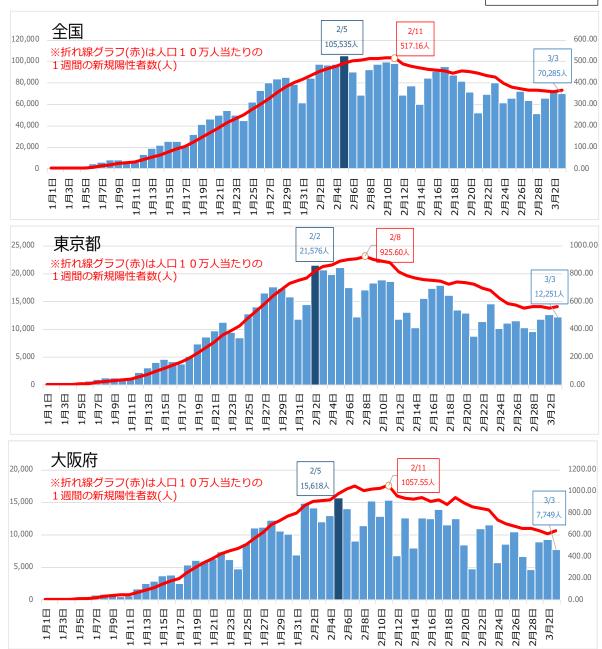
順位	都道府県名	3/3公表分 (2/24~3/2)の 新規陽性者数 (直近1週間)	(参考) 2/3〜3/2の 新規陽性者数
1	東京都	79,397	396,462
2	大阪府	56,206	294,015
3	神奈川県	44,066	202,491
4	愛知県	31,633	148,328
5	埼玉県	30,331	143,304
36	福島県	2,185	10,232
	全国計	460,861	2,190,420
			(出告. 1)

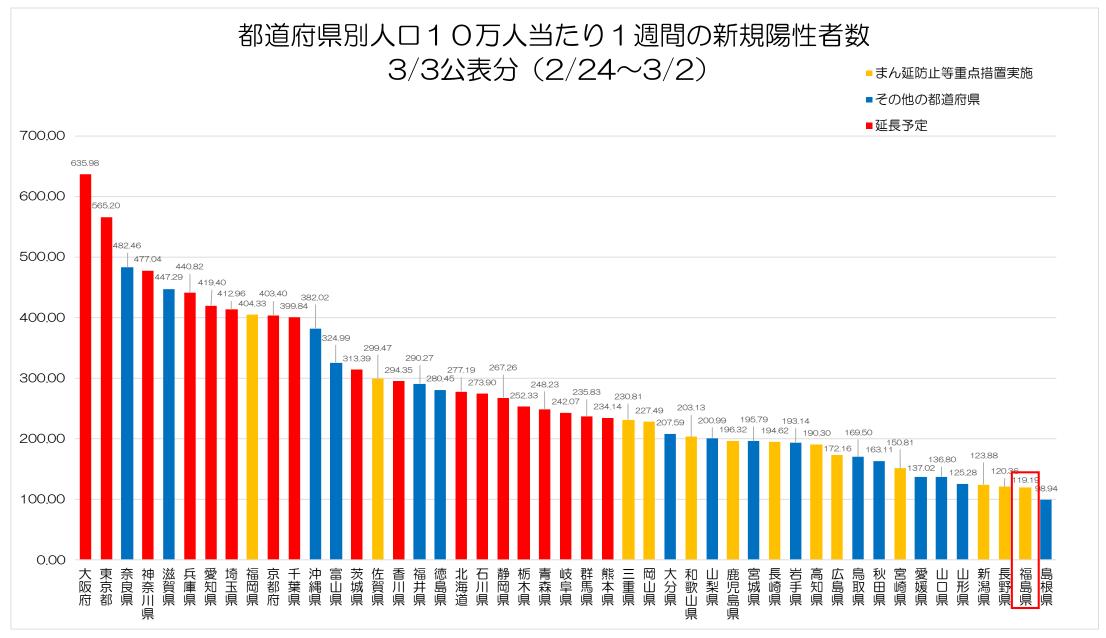
			3/3公表分		
			(2/24~3/2)の		
	順位	都道府県名	10万人当たり		
			新規陽性者数		
			(直近1週間)		
2	1	大阪府	635.98		
5	2	東京都	565.20		
1	3	奈良県	482.46		
3	4	神奈川県	477.04		
4	5	滋賀県	447.29		
2	46	福島県	119.19		
)		全国	365.34		

(単位:人) (単位:人)

まん延防止等重点措置

実施期間	実施区域		
令和4年1月9日~令和4年3月6日	広島県		
令和4年1月21日~令和4年3月6日	群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、 岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、 宮崎県		
令和4年1月27日~令和4年3月6日	北海道、青森県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、 長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、 福岡県、佐賀県、鹿児島県		
令和4年2月5日~令和4年3月6日	和歌山県		
令和4年2月12日~令和4年3月6日	高知県		





※他都道府県の新規感染者数は報道機関(NHK)のウェブサイトの最新情報によるもの

新型コロナワクチンの接種状況等について

1 接種実績(累計)(令和4年3月3日時点)

	3241—2 4124 (VIVE) / 1	1- 11: 1		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		接種回数	接種対象人口に 対する接種率	全人口に対する 接種率	
合計		3, 523, 399	_	_	
	うち1回目接種	1, 547, 898	91. 3%	83. 1%	
	うち2回目接種	1, 528, 863	90. 2%	82. 1%	
	うち3回目接種	446, 638	-	24. 0%	
文	対象人口・全人口		1,695,539 人	1,862,059 人	

※ 人口は、令和3年1月1日現在の住民基本台帳データから推計している。

1・2回目接種の対象人口は、12歳以上である1,695,539人

注1: 1・2回目接種の接種回数は、「医療従事者」「高齢者施設従事者」のワクチン接種円滑化システム (V-SYS) の情報を集計したものと、ワクチン接種記録システム(VRS)の情報を集計したものを合算したもの。

注2: 3回目の接種回数は、ワクチン接種記録システム(VRS)の情報を集計したもの。

注3: 国の集計方法変更により、1月4日公表分から転出者分の接種回数を含めて集計している。

【3回目接種の想定対象者に対する接種率】

(単位:回)

2月末累計 約61万人 ⇒ 73.2% 3月末累計 約94万人 ⇒ 47.5%

※ 想定対象者は、2回目接種完了者全員が接種を希望 すると仮定した場合の数を算定している。

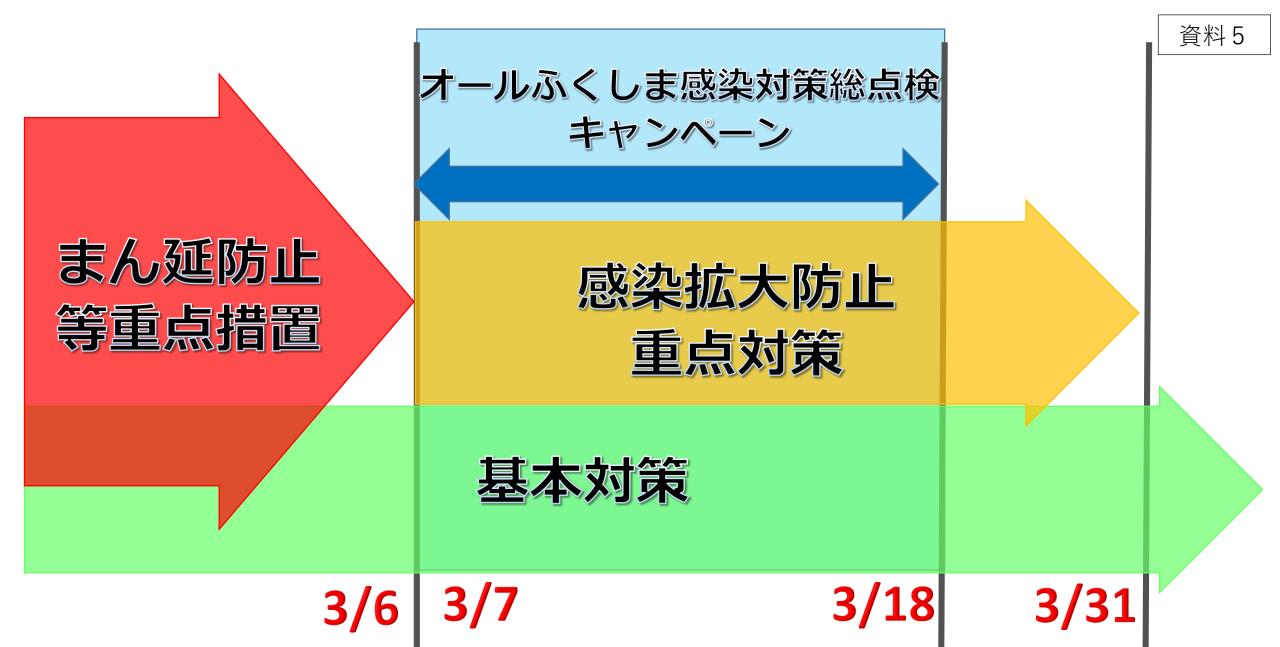
2 小児接種に関する県の相談窓口の開設について

- ・ 本日、接種対象者及び保護者からのワクチン接種に関する全般的な相談に、医学的知見を有する看護師が対応する 県の相談窓口を開設した。
- ・相談窓口 福島県新型コロナワクチン副反応コールセンター

 ふくしまけん しんがた ころな わくちん こども そうだんまどぐち
 福島県新型コロナワクチン子ども相談窓口 (※副反応コールセンターに併設)
- ・連絡先 0 1 2 0 1 9 1 5 6 7 (フリーダイヤル) / 受付時間 毎日9:00~20:00 (土日祝日を含む)

非常事態宣言まん延防止等重点措置を解除します

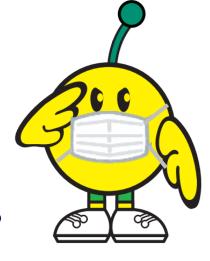
<u>しかし、いまだ予断を許さない状況です。</u> 引き続き、感染拡大防止対策が必要です。



~子どもと高齢者を守る~ オールふくしま感染対策総点検キャンペーン 令和4年3月7日(月)~3月18日(金)

感染对策一斉点検

子ども・高齢者の施設において、期間中に対策の総点検 をお願いします。点検結果で気になる点があれば、 協力医療機関や、県・市町村の担当部署にご相談ください。





ご家庭でもコロナ感染対策チェック

ご家庭用チェックリストを活用し、 コロナに感染しないために気を付けるポイントを お子さんを始め、ご家族皆さんで確認してください。

感染拡大防止重点対策のポイント

①子どもを感染から守る

子どもの感染が依然多いことから、保護者の皆さま、教育関係、児童施設関係の皆さまへご協力をお願いします。

②高齢者に感染を広げない

重症化リスクの高い高齢者に感染を広げないため、ご協力をお願いします。

③移動・会食に関するリスク回避

移動・会食の機会が増える時期を迎えることから、皆様のご協力をお願いします。

~感染収束に向けて、引き続き基本的な感染防止対策の徹底をお願いします~

感染拡大防止重点対策 (特措法第24条第9項に基づく要請)

令和4年3月4日改定 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

ポイント1

子どもを感染から守る

保護者

- ・登校前にご家庭で、<u>検温を始め体調確認</u>をお願いします。 <u>症状があるときは登校は控えて</u>ください。
- ・ご家族に、感染者が確認された場合は、家族内の<mark>児童・生徒が通う学校</mark> を始め、関係する施設に<mark>速やかに連絡</mark>してください。

各学校・幼稚園・ 保育所・ 認定こども園・ 放課後 児童クラブ・ 学習塾・ スポーツ団体等

- ・学習活動中を始め、登下校中・休憩時間・放課後・その他の活動で基本的な感染防止対策の徹底を指導してください。
- 〇不織布マスクの正しい着用 〇人との距離の確保(できるだけ2m) 〇こまめな換気(対角線上の窓を開けるなど) 〇複合的な対策の実施
- ・<u>感染リスクの高い学習活動(部活動を含む)</u>や 宿泊を伴う学校行事等は停止してください。
- ・<u>体調不良の児童・生徒</u>は、<u>無理をさせず帰宅</u>させてください。
- ・先生や指導者の方も、体調管理の徹底をお願いします。

<u>「感染対策一斉点検」「ご家庭でもコロナ感染対策チェック」</u>をお願いします。₂₂

高齢者に感染を広げない

ご自身で

- ・感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・<u>高齢の方や基礎疾患のある方は、感染リスクの高い行動は</u> 控えてください。
- O混雑する場所や、感染リスクの高い場所への外出は控えてください。
- 〇十分な栄養、適度な運動により免疫力アップをお願いします。

ご家族で

- ・<u>家族内感染にならない</u>よう、<u>皆さんで取組</u>をお願いします。
 - **〇定期的な換気、こまめな手洗いをお願いします。**
- 〇同居する高齢者と接する方は、感染リスクの高い行動は控えてください。
- ・接種の順番を迎えられた際には、 新型コロナワクチンの接種をお願いします。

施設内で

- ・<u>施設内感染には引き続き注意</u>願います。
- 〇職員の方はマスクを正しく着用してください。利用者の方も可能な限りお願いします。
- **〇施設内にウイルスを持ち込まないよう、職員の方(ご家族を含む)の体調管理を** お願いします。
- ・感染対策一斉点検を実施します。

移動・会食に関するリスク回避

移動

<u>感染拡大地域との</u> 不要不急の往来は控えてください。

(ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません)

会 食

<u> 司ーグループ・同一テーブルでの会食は4人以内</u>

としてください。(ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません)

控えてください!

- ×密閉・密集・密接 ×体調不良で参加
- ×大声やマスクなしでの会話
 ×深酒

※お店側と利用する側、双方が感染防止対策を徹底することが大切です。

<u>感染対策の徹底</u>された<u>飲食店を利用</u>してください。

感染拡大防止のための基本対策

令和4年3月4日改定 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 一人ひとり基本的な感染対策を徹底してください。



外出時や会話するとき には、**マスクを正しく** 着用しましよう。

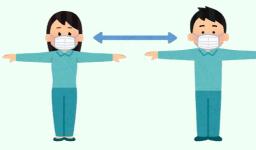
※不織布マスクを推奨



こまめな手洗い、 手指消毒を 徹底しましょう。



窓を開けるなどして、 こまめに換気をしま しょう。



人との間隔は、 できるだけ2m 取りましょう。



 2
 症状がある場合は登校・出勤を控え、

 早めに受診してください。

かかりつけ医や診療検査医療機関に相談してください。 かかりつけ医がいない場合やどこに相談してよいか分からない場合は 受診・相談センター(Tel0120-567-747)

福島県 診療検査医療機関

検索Q



飲食時は、感染リスクに十分ご注意ください。

控えてください!



密閉·密集·密接

例えば・・・

- ×場所の換気が悪い
- ×狭い場所に大人数
- ×間隔を取らずに会話



体調不良で 参加



大声やマスク なしでの会話



深酒

- ※大人数・長時間の飲食は、しつかり対策を取ってください。
- ※お店側と利用する側、双方が感染防止対策を徹底することが大切です。

・感染対策の徹底された飲食店を利用してください。

「<u>ふくしま感染防止対策認定店</u>」 をおすすめします!

感染防止ステッカー配布済飲食店を調査し、適切な感染防止対策を 確認した店舗に対し、認定ステッカーを交付しています。



4

旅行や帰省等、移動する時は、

ご自身の体調管理や、

移動先の感染情報把握などを含め、

感染防止対策をお願いします。



出発前に確認!



県内及び各都道府県の外出自粛等の 行動制限の状況は、県HPで確認できます。

https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/

福島県 新型コロナポータル

検索





接種の順番を迎えられた際には、

<u>新型コロナワクチンの接種をお願いします</u>。

- ・ワクチンに関して正しい情報を知ってください。
- ・ワクチン接種後も、基本対策を徹底し、 「うつさない」「うつらない」行動をお願いします。



事業者の皆さまにお願いします

- ・職場内の感染防止対策を徹底してください。
 - ○従業員等の**手指消毒やマスク着用**の徹底、職場内の**消毒や換気**など、職場内の 感染防止対策を徹底してください。
 - ○従業員等の出勤時の健康チェックを徹底してください。
 - ○休憩中や休憩室・更衣室の利用時、電話時、昼食中などで**居場所の切り替わり** に注意してください。
- ・ローテーション勤務や時差出勤、テレワーク、オンライン会議等を活用し、人との接触機会の低減にご協力ください。
- ・<u>事業継続計画(BCP)の再確認や策定</u>を お願いします。
- ・業種別ガイドライン等を遵守願います。

(法第24条第9項に基づく要請)

イベント等を開催する事業者の皆さまにお願いします

- ・イベント等の開催にあたっては、規模にかかわらず、以下の 感染防止対策を徹底してください。
 - ○「三つの密」が発生しない席の配置 ○人と人との距離の確保
- - ○出演者や参加者等に係る行動管理
- ○マスク着用の徹底

○会場内の消毒や換気 など

イベントの開催

- ・5,000人超かつ収容率50%超のイベントを実施する場合は、 「感染防止安全計画」を開催2週間前までに提出してください。
- ・上記イベント開催後は「結果報告書」を提出してください。
- ・上記以外のイベントについては、イベント主催者において感染防止策 チェックリストを作成し、ホームページ等での公表をお願いします。
 - ※ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません
 - 観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することを積極的に推奨する、 ※大声ありのイベント または必要な対策を十分に施さないイベント

【感染防止安全計画の提出先:県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局】

電 話:024-521-8644(受付時間 9 時~17時)

mail: corona-event@pref.fukushima.lg.jp

詳しくは、県HPを参照してください。https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/

施設管理者の皆さまにお願いします

・職員の方(ご家族を含む)の体調管理をお願いします。

大学・専門学校等

・<u>感染防止対策について、</u>学生への周知と注意喚起をお願いします。

小・中・高等学校

・<u>マニュアル等を踏まえ、学習活動や部活動での</u><u>感染防止対策</u>をお願いします。

医療機関、高齢者・障がい(児)者・児童施設

・<u>施設のマニュアル及びチェックリストを確認</u>し、 <u>感染防止対策を徹底</u>してください。

3教健第804号令和4年3月4日

各市町村教育委員会教育長 様

福島県教育委員会教育長 (公)印省略)

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底について (依頼)

このことについて、本日開催された福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、別添資料のとおり県内全域における「まん延防止等重点措置」を解除し、県独自対策として「感染拡大防止重点対策」(令和4年3月7日(月)から同月31日(木)まで)及び「オールふくしま感染対策総点検キャンペーン」(令和4年3月7日(月)から同月18日(金)まで)を実施することが示されたことから、県内全域の県立学校において「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準*における対応を"レベル2"とするとともに、感染症対策の点検を実施するよう別紙写しのとおり各県立学校長に通知しました。

つきましては、貴教育委員会におかれましても、別紙写しを参考として感染症対策を徹底してくださるようお願いします。

また、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせします。 *福島県教育委員会 「新型コロナウイルス感染症界立学校対応マニュアルく改訂第6版>」 P8

> (事務担当 義務教育課 主幹 佐藤 電話 024-521-7774) (高校教育課 主幹 亀田 電話 024-521-7769) (特別支援教育課 主幹 根本 電話 024-521-7779) (健康教育課 主幹 鈴木 電話 024-521-7777)

各県立学校長 様

教 育 長

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底について (通知)

このことについて、本日開催された福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、別添資料のとおり県内全域における「まん延防止等重点措置」を解除し、県独自対策として「感染拡大防止重点対策」(令和4年3月7日(月)から同月31日(木)まで)及び「オールふくしま感染対策総点検キャンペーン」(令和4年3月7日(月)から同月18日(金)まで)を実施することが示されました。

ついては、県内全域の県立学校において「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準*における対応を "レベル2" とし、下記のとおり対応することとしますので、感染症対策を引き続き徹底するようお願いします。

また、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせします。 *福島県教育委員会「類型コロナウイルス感染症県立学校がマニュアルく政訂第6版>1.P8-

記

- 1 対象期間 令和4年3月7日(月)から同月31日(木)まで ※ 終了期日については、改めて通知します。
- 2 対象期間における対応
- (1) 引き続き、感染リスクの高い学習活動(部活動において実施する場合を含む。)について は停止すること。
- (2) 感染拡大地域 (緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域) との不要不急の往来を控えること。ただし、全国大会や進路に係る活動などやむを得ない事情による場合は、感染拡大地域との往来を可能とするが、往来後2週間の健康観察を徹底すること。
- (3) 修学旅行等の宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は停止すること。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とするが、参加人数を最小限にするなど感染症対策を徹底すること。
- (4) 部活動における他校との練習試合や合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行った上で 徐々に実施すること。ただし、発熱等の体調不良者が発生した場合は、躊躇せず中止すること。
- (5) 児童生徒等の同居家族に発熱等の症状が見られる場合も出席停止の措置をとること。 *文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル~「学校の新しい生活様式」~(2021.11.22Ver.7) P22、45~47参照
- 3 感染症対策の点検実施

次の項目について実施されているか、「オールふくしま感染対策総点検キャンペーン」期間中 に点検すること。

- (1) 日々の健康観察の徹底:
 - ・ 発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合に・ は、児童生徒・教職員ともに自宅での休養を徹底すること。同居の家族に同様の症状が見ら

れる場合も登校・出勤を控えるようにすること。

- ・ 児童生徒の検温結果及び健康状態を把握すること。また、児童生徒本人のみならず、同居 の家族にも毎日健康状態を確認するよう呼びかけること。
- ・ 登校時や登校後に児童生徒に風邪症状が見られた場合には、当該児童生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導すること。
- ・ 健康的な生活(十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事)により抵抗力を高めるよう指導すること。
- (2) 換気、手洗い、消毒の徹底
 - ・ 密閉を回避するだめ、気候上可能な限り、常時換気に努めること。
 - ・ こまめな手洗い及び手指の消毒を徹底すること。また、特に多くの児童生徒が手を触れる 箇所は定期的に消毒すること。
- (3) マスク着用の徹底

・ 飛沫感染を防ぐため、児童生徒及び教職員は、運動時を除き原則としてマスク(不織布マスクを推奨)を着用すること。特に会話時には必ずマスクを着用するよう指導を徹底すること。また、正しい方法での着用を指導すること。

- (4) 食事時の感染対策の徹底
 - ・ 給食等の食事をとる場面での感染症対策については、食事の前後の手洗いの徹底、席の配・ 置の工夫、会話を控える、食事後の歓談時におけるマスクの着用などの対応をとること。また、飲食の場面では感染リスクが高まるとされていることから、十分な換気を行うこと。 その際、食事前に室内の空気と外気の入れ替えが行われていることが望ましいこと。
- (5) 部活動前後の感染対策の徹底
 - 部活動前後での集団での飲食や部室等の共有エリアの一斉利用を控えるなど、部活動に付 随する場面での対策の徹底を図ること。
- (6) 組織的な取組の徹底
 - ・ 以上の対策を真に徹底するため、一部の教員や顧問等にのみ委ねるのではなく、学校長を はじめ学校全体で組織的に取り組むこと。
- ・ 必要に応じ、学校医、保健所等の指導・助言・協力を得ながら対策の徹底を図ること。 その他

令和4年2月7日付け3数健第732号通知で示した例外措置については廃止する。

(事務担当 高校教育課 主幹 亀田 電話 024-521-7769) (特別支援教育課 主幹 根本 電話 024-521-7779)

健康教育課 主幹 鈴木 電話 024-521-7777)

資料4

非常事態宣言まん延防止等重点措置を解除します

<u>しかし、いまだ予断を許さない状況です。</u> 引き続き、感染拡大防止対策が必要です。

京心延防止 事でンペーン 等重点措置 3/6 3/7 3/18 3/31

.

~子どもと高齢者を守る~ オールふくしま感染対策総点検キャンペーン ^{令和4年3月7日(月)~3月18日(金)}

感染対策一斉点検

子ども・高齢者の施設において、期間中に対策の総点検をお願いします。点検結果で気になる点があれば、協力医療機関や、県・市町村の担当部署にご相談ください。





ご家庭でもコロナ感染対策チェック

ご家庭用チェックリストを活用し、 コロナに感染しないために気を付けるポイントを お子さんを始め、ご家族皆さんで確認してください。

感染拡大防止重点対策のポイント

①子どもを感染から守る

子どもの感染が依然多いことから、保護者の皆さま、教育関係、児童施設関係の皆さまへご協力をお願いします。

②高齢者に感染を広げない

重症化リスクの高い高齢者に感染を広げないため、ご協力をお願いします。

③移動・会食に関するリスク回避

移動・会食の機会が増える時期を迎えることから、皆様のご協力をお願いします。

~感染収束に向けて、引き続き基本的な感染防止対策の徹底をお願いします~

感染拡大防止重点対策 (特措法第24条第9項に基づく要請) 特別第24条第9項に基づく要請)

ポイント1

子どもを感染から守る

保護者

- ・登校前にご家庭で、検温を始め体調確認をお願いします。 症状があるときは登校は控えてください。
- ・ご家族に、感染者が確認された場合は、家族内の児童・生徒が通う学校 を始め、関係する施設に**速やかに連絡**してください。

各学校、幼稚園 保育所。 認定工ども国 放課後 児童クラブ 学習数 スポーツ団体 等

- ・学習活動中を始め、登下校中・休憩時間・放課後・その他の活動で 基本的な感染防止対策の徹底を指導してください。
- 〇不織布マスクの正しい着用 〇人との距離の確保(できるだけ2m) 〇ごまめな換気(対角線上の窓を開けるなど) 〇複合的な対策の実施
- 感染リスクの高い学習活動(部活動を含む)や 宿泊を伴う学校行事等は停止してください。
- 体調不良の児童・生徒は、無理をさせず帰宅させてください。
- 先生や指導者の方も、体調管理の徹底をお願いします。

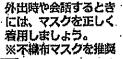
「ご家庭でもコロナ感染対策チェック」をお願いします。。 「魔染対策・

感染拡大防止のための基本対策

令和4年3月4日改定。福島県新亜コロナウィルス砂原が封原本部

1 一人ひとり基本的な感染対策を徹底してください。







こまめな手洗い、 手指消毒を 徹底しましょう。



窓を開けるなどして、 こまめに換気をしま しよう。



人との間隔は、 できるだけ2m 取りましょう。





かかりつけ医や診療検査医療機関に相談してください。 かかりつけ医がいない場合やどこに相談してよいか分からない場合は 受診・相談センター(16.0120-567-747)

福島県 診療検査医療機関 検索へ